

「北九州市まち・ひと・しごと創生有識者会議」開催要綱

(目的)

第1条 北九州市における地方創生の推進にあたり、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関して、広く有識者からの意見を聴取するため、北九州市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下、「有識者会議」という）を開催する。

(構成員)

第2条 有識者会議の構成員は、学識経験のある者等その他市長が適当と認める者のうちから、市長が選任する。

2 構成員の任期は、選任した日の属する年度の次年度末までとし、再任は妨げない。また、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の在任期間とする。

(開催)

第3条 有識者会議の開催は、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を検討する各段階において総務企画局企画担当理事が必要と認めたときに、必要な構成員を招集する。

2 検討に際して、総務企画局企画担当理事が必要と認めたときは、議事に関係あるものに出席を求め、意見等を聞くことができる。

(報償費)

第4条 構成員等の活動の実績に応じて報償費を支給する。

(庶務)

第5条 有識者会議に関する庶務は、総務企画局地方創生推進室で処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は総務企画局企画担当理事が定める。

付 則

この要綱は、平成27年2月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。